

第7章 インターンシップの受け入れ

はじめに

インターンシップとは、学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度である。当法人は、平成25年度に学生にとって魅力のある介護老人福祉施設のインターンシッププログラムを企画して、平成26年に実施することとした。

当法人への就職につながる事が理想ではあるが、当面は介護現場への理解と知識を深めて貰うことを目標とした。

1. インターンシップ実施の決定

東京経営者協会の「インターンシップ担当者のための産学交流会」や東京商工会議所の「インターンシップ交流会」に参加するなどして大学側のニーズを把握した。

- 学校を通しての募集は単位取得の理由などで最低5日以上
- 2日だと、掲示はするが個人的に申し込んでもらう形がほとんど

大学側のニーズを踏まえ、当法人のインターンシップは下記の方法で実施することとした。

- 2日間コースを基本として、Webページを通じて個人的に申込みできるようにする。
- 大学側の要望があれば、より期間の長いコースにも対応する。

また、インターンシップ募集案内のちらしを作成して大学に配布した。

2. インターンシップスケジュールの策定

従来の介護施設体験プログラムをベースに、インターンシッププログラム2日間コースのスケジュールを新たに作成した。

「インターンシップ実習プログラム」

1日目 9:00～9:45	オリエンテーション ①インターン全体の流れの説明 ・インターン生自己紹介 ・日報の書き方 ・最終報告会について ②介護事業全般の理解（介護業界課題を含む） ③各介護施設のサービスの説明 ④館内見学
10:00～12:00	各サービスの手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
12:00～13:00	休憩
13:00～16:30	各サービスの手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
16:30～17:00	終了ミーティング
2日目 09:00～09:15	本日の研修の説明
09:15～12:00	各サービスの手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
12:00～13:00	休憩
13:00～16:00	各サービスの手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
16:00～17:00	最終報告会 研修の振り返り、質問、日報提出 各インターン生の成果発表 法人幹部による講評 終了の挨拶

※5日間の場合、2～4日目は「本日の研修の説明」「各サービスの手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション」「終了のミーティング」の組み合わせになる。

3. インターンシップ実習ノートの作成

インターンシップ実習にあたってはあらかじめ注意事項や基礎知識を得てもらう必要があるため、10ページほどの「インターンシップ実習ノート」を作成してインターンシップ実習生に配布することとした。(添付資料参照)

下記の項目で構成されている。

- ・実習生の皆様へ「実習にあたっての注意事項」
- ・インターンシップ実習プログラム
- ・社会福祉施設を取り巻く環境
- ・社会福祉施設の種類（高齢者関係福祉施設、児童関係福祉施設、障害者関係福祉施設等）
- ・高齢者関係福祉施設の種類（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等）
- ・特別養護老人ホームの1日（例）、デイサービスの1日（例）
- ・特別養護老人ホーム職員の種類（介護職員、生活相談員、栄養士、理学療法士等）
- ・介護等体験日誌様式

4. 夏期インターンシップの実施

当法人の平成26年度夏季インターンシップに個人的に申し込んだ方が3名いた。

- ・日本女子大学 1名
- ・上智大学 1名
- ・嘉悦大学 1名

また帝京大学とは学校を通じた募集を行い、5名の方に大学の要望に沿って5日間コースを実施することとした。

合わせて平成26年8～9月に、

5日間コース：5名

2日間コース：3名

の受入れを実施した。

どの学生も真摯にインターンシップ実習に取り組んでいた。また、最終日には成果報告会を開いて成果発表と意見交換を行ったが、多くの参加者がコミュニケーション能力の向上などの成果があったこと等を挙げて、参加した事に十分な意義を見出していた。

5. 夏期インターンシップ実習生の声

インターンシップ参加者の声として、インターンシップ実習によって様々な面で大きな成果を得られたとの声が多かった。以下、3名の方の実際の声を紹介する。

「家にいるような生活をサポート」

シルヴァーウィングで学んだことは、全てのことをお世話するのではなく、自分で出来ることは自分でやる、難しいことがあればサポートするということです。利用者が家にいるような快適な生活を送れるように、職員の方々はサポートをしていることを知り非常に感動しました。

人と触れ合うことを恐れて逃げるだけではなく、勇気を振り絞ってその場に飛び込んでみることも大切だと思い、インターンシップに参加して本当に良かったなと思いました。

(帝京大学 阿久津 葵さん)

「ケースバイケースの対応」

認知症の方々については一人一人によって進行の程度が異なり、また体は動かすことができるため、何が御自分で行えることで何ができないことかの判断がとても難しいと感じました。利用者の方それぞれの程度が異なるため、ケースバイケースで対応を変えていく必要性というものを目の当たりにしました。

また、介護という仕事に限らず、社会人として備えておくべきマナーについても理解を深めることができたように思います。

(日本女子大学 及川 郁子さん)

「積極的なコミュニケーション」

利用者とのコミュニケーションを積極的に取ることができてよかったです。積極的に話題提供をして、利用者の話の聞き手になればと思いました。

(上智大学 A. N. さん)

この声は、平成27年度インターンシップを紹介するチラシやWebページに掲載する。

6. 春期インターンシップ

平成 27 年の春のインターンシップについても大学側の要望があるため対応することとした。

2 名の 2 日間コースの受け入れが決まり、2 月に実習を行った。

この実習においても夏のインターンシップ同様、学生から貴重な経験を得ることができたとの声をいただいた。

むすびに

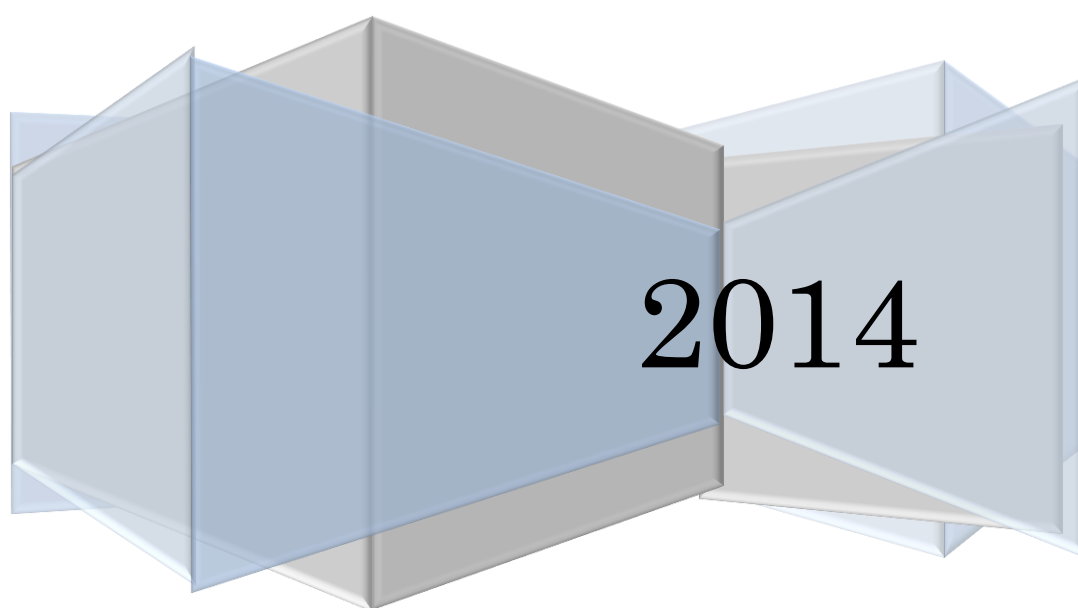
インターンシップについては、夏期インターンシップ・春期インターンシップを通じて実習生から「貴重な社会体験だった」と評価されていた。また、当法人にとっても若い世代が入ることにより職場が活性化するという効果があった。

利用者にとっても、「孫と触れ合ったようだ」との声が多く聞かれ、また楽器の得意な実習生が演奏をした時は涙を浮かべて感激していた利用者も多かった。世代間交流の少ない現在にあってインターンシップで若い世代と触れ合えたことで、利用者も心豊かな時間を持つことができた。

介護現場への理解と知識を深めて貰うという目標に向けて、今後も要望があれば可能な限り受け入れを行う方針である。さらに、実習生の視点から捉えられた介護現場の感想はそのまま若年層の意見として吸い上げ、若年層就労の課題の明確化を図ってゆきたい。

(添付資料：インターンシップ実習ノート)

社会福祉法人 シルヴァーウィング



I ご利用者と接するに当たりお願いしたいこと

- ① ご利用者様は当施設にとって大切なお客様です。必ず敬語を使い、丁寧な態度、お話を伺う態度で接してください。
- ② 実習中、担当職員が離れてしまい、なおかつ具体的に指示が出されないことがあります。手の空いた時にこそ、ご利用者とのコミュニケーション実習を行ってください。介護で一番大事なことはコミュニケーションをとることです。
- ③ 来所されるご家族や見学者の方は、職員と実習生の区別ができません。もし、外来者の方から声をかけられた場合は、速やかに職員に知らせてください。
- ④ もし分からないことがあれば、遠慮なく職員にお聞きください。実習担当が付きますので決して無理をしないようにしてください。
- ⑤ 一人のご利用者様に関わりすぎず、なるべく多くのご利用者様と接してください。
- ⑥ ご利用者様から依頼事を受けた場合（帰宅や買い物・外出等の依頼）、また、雑務的な内容や身体介護につながる内容も、必ず職員の判断を仰いでください。1対1でのケアは事故につながりますので、くれぐれも行わないようお願いいたします。
- ⑦ 施設内実習で知り得たご利用者様の個人情報決して外部に漏らさぬよう注意してください。

II 実習前の準備について

- ① 実習時の服装について
ポロシャツ・トレーニングパンツ、チノパン等動きやすい服装（ジーンズは不可）
- ② 上履きについて
 - ・各校、で定められた上履きがあればそれを着用してください。なければ、運動靴等の動きやすい履物をご用意ください。
- ③ 持ち物について
 - ・実習生用のロッカーは用意しますので、着替えもできますが、毎日鍵を返却して頂くので、荷物を置いて帰ることはできません。
 - ・実習中は随時メモが必要となりますので、常に携帯できる筆記用具を持参してください。
 - ・多額の現金や貴重品は極力お持ちにならないようお願いいたします。お持ちになられ紛失した場合は責任を負いかねます。自己管理・自己責任といたします。
 - ・携帯電話は実習時間中は持ち歩かないでください。
 - ・飲み物については各自持参して下さい。
- ④ 身だしなみについて
 - ・髪の毛の長い方は髪を束ねる等して実習の妨げにならないようにしてください。爪は必ず短く切り、指輪・大きなイヤリング、ネックレス等の着用は避けてください。
 - ・喫煙は休憩時間に限ります。喫煙場所以外では絶対に喫煙しないでください。

インターンシップ実習プログラム

1日目

9:00～ 9:45	オリエンテーション ①インターン全体の流れの説明 ・インターン生自己紹介 ・日報の書き方 ②介護事業全般の理解（介護業界課題を含む） ③各施設のサービスの説明 ④館内見学
10:00～12:00	各サービスのお手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
12:00～13:00	休憩
13:00～16:30	各サービスのお手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
16:30～17:00	終りの会 1日の振り返り、質問、日報提出

2日目

9:00～ 9:15	本日の研修の説明
9:15～12:00	各サービスのお手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
12:00～13:00	休憩
13:00～16:00	各サービスのお手伝いもしくは高齢者の方とのコミュニケーション
16:00～17:00	終りの会 研修の振り返り、質問、 日報提出

1. 社会福祉施設を取り巻く環境

①社会福祉の変遷と社会福祉施設の役割

社会福祉が果たしてきた社会的・歴史的役割は、戦前戦後の生活困窮者に向けた「救貧対策」でした。その当時、社会福祉は、特定の一部の人が受ける「特別なサービス」とみなされていました。しかし、社会状況や、国民のライフスタイルの変化にともない、社会福祉は誰もが必要に応じて利用できる福祉サービスへと変化してきました。

今日では性別や年齢、障害の有無等によらず、住み慣れた地域で尊厳と生きがいを持って自分らしい生活を送ることを支援する事が福祉サービスの目的と考えられるようになってきました。

今日の社会福祉制度は、憲法第 11 条の「基本的人権」や 13 条「幸福追求権」、25 条「生存権」等の理念を具体化し、国民に基本的な生活を保障するためにつくられているものです。

社会福祉施設はその社会福祉制度に位置付けられたサービスの一つです。社会福祉施設は、それぞれ児童福祉法（S22 年）、身体障害者福祉法（S24 年）、生活保護法（S25 年）、精神保健および精神障害者に関する法律（S25 年）、社会福祉法（S26 年）、知的障害者福祉法（S35 年）、老人福祉法（S38 年）、母子及び寡婦福祉法（S39 年）、介護保険法（H9）、その他の社会福祉を目的とする法律等を根拠法として設立され、サービスを提供しています。

社会福祉に関する法制度の整備が徐々に進む中、在宅福祉の考え方も普及し、施設一辺倒のサービスから、次第に在宅サービスも充実してきました。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指す「地域福祉・在宅福祉」の時代を迎えた今、社会福祉施設は、施設内での利用者サービスにとどまらず、地域の「社会福祉資源」として、在宅サービスや相談事業、人材育成等、様々な事業を展開しています。

②国家責任による「措置制度」から「社会福祉基礎構造改革」を経て「利用改革制度へ」

戦後の社会福祉制度は税財源による措置制度を中心に構築されてきました。措置制度の元では、利用できる施設やサービス内容は行政により決められていました。その後、市民の暮らしや価値観は多様化し、人口の少子高齢化等により社会状況も大きく変化したことから、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていなかった措置制度などについて、社会福祉基礎構造改革として平成 10 年から見直しが行われました。

その社会福祉基礎構造改革に先立ち、平成 9 年に介護保険法が成立。高齢者関係福祉施設（特別養護老人ホーム、老人デイケアセンター等）では、平成 12 年度より措置制度から利用契約方式である社会保険制度「介護保険制度」に変わりました。

また、社会福祉基礎構造改革により、平成 12 年に、社会福祉サービスを定める法律が社会福祉法と改められると共に、一部の児童関係の福祉施設を除き行政がサービス内容を決定する「措置制度」から利用者が事業者と対等な関係でサービスを選択する「利用契約制度」基本とすることになりました。平成 18 年 4 月には「障害者自立支援法」（平成 25 年 4 月より障害者総合支援法）が導入され、障害種別ごとのサービス体系から種別に関わりなく共通の福祉サービスを提供することになり、サービスの利用者は原則 1 割負担になりました。

また、利用契約制度が取り入れられたことにより、利用者が事業者から不利益を被ることを防ぐため、利用者保護の制度（福祉サービス利用援助事業、苦情解決制度）が創設されるとともに、福祉サービスの事業者がサービスの質の向上に取り組むことが社会福祉法に位置付けられました。

2. 社会福祉施設の種類

①分野ごとの施設種別

高齢者関係福祉施設

<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム※ ○老人デイサービスセンター※ (都内では高齢者在宅サービスセンターとよぶ) ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホーム (社会福祉法による社会福祉事業ではないが、老人福祉法により規定がある。)※ ○介護老人保健施設※
---	--

※は介護保険法の適用を受ける

児童関係福祉施設

<ul style="list-style-type: none"> ○乳児院 ○児童養護施設 ○母子生活支援施設 ○児童自立支援施設 ○保育所 ○情緒障害児短期治療施設 (都内にはない) 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児通所支援 (児童発達障害、放課後児童クラブ、保育所等訪問支援) ○障害児入所施設 (福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定医療機関)
--	--

その他関係福祉施設

<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設 (生活保護法による施設) ○更生施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○授産施設 (社会福祉法による施設) ○指定国立療養所
---	--

(生活保護法による施設) ○授産施設 (生活保護法による施設)	
---------------------------------------	--

障害者関係福祉施設

日中活動(下から 1 つまたは複数の事業を選択)	
介護給付	①療養介護(医療型) ②生活介護(福祉型)
訓練等給付	③自立訓練(機能訓練・生活訓練) ④就労移行支援 ⑤就労継続支援(A型・B型)
地域生活支援事業-⑥地域活動支援センター	



居住支援
施設への入所または居住支援サービス (ケアホーム・グループホーム・福祉ホーム)

②設置・運営形態

社会福祉法では、公共性が特に高い社会福祉事業を第一種社会福祉事業（主に入所型の生活施設等）、経営主体の創意と工夫に任せて行われる事業を第二種社会福祉事業（主に在宅サービス施設等）としています。特に第一種社会福祉事業は、その性格から経営主体を原則として国、地方公共団体、社会福祉法人に限定しています。また、第二種社会福祉事業は届出により経営できることになっています。最近では、経営主体の規制緩和が進み、株式会社などの民間企業やNPO法人が福祉サービスにも参入してきています。

3. 高齢者関係福祉施設

近年、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は急速に上がり、東京都では、平成47年には30.7%に達する事が見込まれています。高齢化のスピードは他の先進諸国に比べ非常に早く、そのため、国はゴールドプランなどのサービス整備計画に基づき、高齢者福祉施設などの福祉サービスの整備を積極的に行って来ています。

さらに高齢者に必要な福祉サービスを提供するための費用の負担と給付の関係を明確にしつつ、福祉サービスを利用者本位のものとするために、平成12年度から介護保険制度が実施されています。平成23年には医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の構築をめざした改正が行われました。

高齢者は、その身体的・精神的状況に応じて、医療・介護・リハビリテーションなどの様々なサービスを受ける必要のある場合があります。一口に福祉サービスといっても一人ひとり必要とするサービスは異なります。また、在宅生活を続けながら、サービスを利用したいと思う高齢者もいれば、その身体的・精神的状況などから特別養護老人ホーム等の福祉施設に入居してサービスを受けたい高齢者もいます。そのような、高齢者の個別状況に応じて、自立した生活を支援するための支援計画を立て、サービスを提供することが求められています。

◇ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とする者が入所する福祉施設として、特に介護に力点を置いたサービスを提供しています。

◇ 介護老人保健施設

介護などの福祉サービスの提供のみならず、高齢者の在宅生活への移行を支援する中間施設として、医学的な管理、看護、リハビリテーションなどのサービスを総合的に提供しています。

◇ 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活する事が困難な高齢者が入居する福祉施設として、必要な生活上の支援をしています。

◇ 老人デイサービスセンター（通所介護事業所）

65歳以上の要介護状態の高齢者が通所する福祉施設で、入浴、食事、機能訓練等のサービスを提供することにより、自立生活の向上、生活上の課題の解決、家族の介護負担の軽減等を図っています。東京都内では、高齢者在宅サービスセンターという名称を使用している場合もあります。

◇ 有料老人ホーム

高齢者に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する事を目的とした施設で、設置する前に都道府県に届け出ることが義務付けられています。

※上記福祉施設のうち、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンターは、介護保険法の福祉施設として位置付けられているため、利用に際しては要介護度の認

定を受け、要介護状態（要介護1～5）として判定されることが利用条件となります（デイサービスは要支援状態でも可）。そして福祉施設に直接利用申込を行い、利用契約を交わした上で、入所あるいは通所により、サービスの提供を受けます。また、有料老人ホームでも、介護保険法に基づく指定を受けている場合には、介護保険サービスを使って身体介護や機能訓練等のサービスを受けることができる施設もあります。

◆ 老人福祉法

（基本理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

◆ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（目的）

第一条 高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止する事が、極めて重要である事等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定める事により、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

特別養護老人ホームの1日（例）

デイサービスの1日（例）

時間	内容	時間	内容
6:00	起床・トランス・着替え	8:00	送迎
7:15	朝食	9:00	体温・血圧チェック
8:00	日勤者、夜勤者の申し送り	10:00	レクリエーション
8:30	朝礼・排泄介助	11:30	口腔体操・昼食配膳
9:30	居室掃除、翌日分入浴準備	12:00	昼食・口腔ケア
10:30	食堂へ誘導	14:00	レクリエーション
11:30	昼食配膳・介助	15:00	おやつ
12:00	与薬・口腔ケア	16:00	送迎
12:30	排泄介助	<p>その他、順次入浴、排泄介助などを行います。</p> <p><u>サービス内容</u></p> <p>特別養護老人ホームは、入居者の方にとっては、生活の場です。そのため、日常の生活を送る上で、様々なサービスを提供し、快適な生活を送れるようにしています。入居者の居室の清掃、シーツ交換などのベッドメイキング、体位交換、寝間着の交換、入浴や清拭などを行います。</p> <p>入居者の方の健康を維持するために、食事は重要ですが、食べ物を飲み込むことが、困難な方、使用する食材や調理法に配慮が必要な方がいますので、栄養士、調理員、ケアワーカー等が協力して、高齢者が楽しみながら食事できるように工夫しています。また十分な水分補給は高齢者にとっては重要で、普段から目配りが必要です。</p> <p>トイレに行くことや、排泄・排便が自力ではできない方も多くいます。ベッドから、車椅子への移乗を行い、さらに排泄、排便を行います。おむつをしている方の場合には不快感を感じないよう必要に応じて交換を行います。トイレに限らず、1人では施設の内外を自由に行き来できない方もいますので、転倒に気をつけ、また、車椅子を利用するなどの、移乗介助を行います。</p> <p>施設は生活の場ですから、そこでの生活が楽しいものになるよう、また、高齢者同士が楽しく交流できるよう、レクリエーション活動も活発に行われています。</p>	
13:30	洗濯物たたみ		
14:00	食堂へ誘導		
14:30	おやつ		
15:30	排泄介助		
17:00	夕礼・夜勤者への申し送り		
17:45	夕食配膳・介助		
18:00	日勤終了、与薬・口腔ケア		
18:30	トランス・着替え		
20:00	眠前与薬		
20:30	排泄介助		
0:00	休憩（仮眠2時間）		
2:00	排泄介助		
4:30	排泄介助・検温		

入居者の方の健康を維持するために、食事は重要ですが、食べ物を飲み込むことが、困難な方、使用する食材や調理法に配慮が必要な方がいますので、栄養士、調理員、ケアワーカー等が協力して、高齢者が楽しみながら食事できるように工夫しています。また十分な水分補給は高齢者にとっては重要で、普段から目配りが必要です。

トイレに行くことや、排泄・排便が自力ではできない方も多くいます。ベッドから、車椅子への移乗を行い、さらに排泄、排便を行います。おむつをしている方の場合には不快感を感じないよう必要に応じて交換を行います。トイレに限らず、1人では施設の内外を自由に行き来できない方もいますので、転倒に気をつけ、また、車椅子を利用するなどの、移乗介助を行います。

施設は生活の場ですから、そこでの生活が楽しいものになるよう、また、高齢者同士が楽しく交流できるよう、レクリエーション活動も活発に行われています。

特別養護老人ホームの職員

特別養護老人ホームには、施設長、事務職員のほかに、生活相談員、介護職員、看護師、作業療法士、理学療法士、栄養士、調理員、マッサージ師などが配置されています。

【介護支援専門員】

福祉サービスを提供する際の計画を作成し、その内容によって各職員が必要なサービスを提供します。

【介護職員】

高齢者の介護、身の回りのお世話などを行います。

【看護師】

高齢者の健康チェックを行い、異常はないか、入浴が出来る状態か、などを確認します。

【生活相談員】

利用者を取り巻く環境を調整します。利用者や家族からの相談の対応やサービスの受入準備、契約書の取り交し、個々の利用者の計画の作成やその評価など、企画者としての役割があります。職員の労務管理や請求業務、現金回収業務なども行います。

【栄養士】

一人一人の高齢者の状況を踏まえ、日々の献立を作成します。

【理学療法士】

少しでも日常生活動作がスムーズにできるようにあるいは、それ以上拘縮が悪化したり筋力が低下しないよう、体を動かして筋肉や関節の稼働域を広げたり、保つ訓練を行います。

【言語聴覚士】

対象とする主な障害は、言葉の障害（失語症や言語発達遅滞など）、聞こえの障害（聴覚障害など）、声や発音の障害（音声障害や構音障害）、食べる機能の障害（摂食・嚥下障害）などがあります。コミュニケーションや食べる問題を持つ人やその家族に対し、豊かな生活が送れるよう支援を行っています。

介護等体験日誌

					確認印		
記入者氏名:							
日目	年	月	日(曜日)	体験時間	時	分~	時 分
施設名				受入担当者名 (指導者名)			
今日の学習 テーマ							
	時刻	プログラム		具体的な体験内容			
日 課							
体 験 の 感 想	【一日の体験で学んだこと、気づいたこと、疑問点等】						
助 言 ・ 指 導							